

都市計画公園の都道府県別の整備状況等について

都市研究センター 研究理事

古倉 宗治

1. 都市公園等の役割の重要性

都市公園等は、都市の緑の中核として、通常時においては、良好な都市空間の確保、日照、通風、緑地の蒸散作用等によるヒートアイランド現象などの都市の微気象の緩和、安全な遊び場、憩いの場の提供、都市景観の形成、運動レクリエーションの場の提供、野鳥等の野生生物の生活の場の提供など緑の確保による都市の自然的環境の確保、火災時の延焼防止機能、災害時の避難地、救援活動拠点、食料・水の備蓄スペース、ヘリポート等の基地等大震災等の災害時の機能など、極めて多機能を有する貴重な都市施設である。

特に、都市的な開発等により、都市の有する民有緑地の量は減少しつつあり、公的な緑地の確保がより一層重要な課題となっている。

平成 13 年国土交通白書(p175)では、都市公園等の整備について、次のように述べている。

「都市公園等は、都市の緑の骨格として、豊かな居住環境の形成やレクリエーション活動の充足等の国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、

- 1)避難地等となる防災公園等の整備による安全で安心できる都市づくり
- 2)少子・高齢化に対応した長寿社会にふさわしいコミュニティの形成
- 3)循環型社会の構築に資する都市環境の改善及び良好な自然的環境の創出
- 4)地方の個性を活かした賑わい・交流の拠点づくり

等に重点を置き、計画的な整備を実施している。」とされており、多方面の機能について、その整備を図ることとされている。

都市計画上、都市公園等の公共空地は、次の表のように、都市公園以外に、都市計画緑地、都市計画広場、都市計画墓園及びその他の公共空地がある。

表 1 都市計画における都市公園等の公共空地一覧

種類	都市計画決定面積(ha)	供用面積(ha)	供用率(%)
都市公園	107,683	60,661	56.3
都市計画緑地	56,041	14,801	26.4
都市計画広場	37	35	94.5
都市計画墓園	6,067	3,358	55.3
その他の公共空地	131	107	81.2

合計	169,959	78,962	46.5
----	---------	--------	------

出典 平成 12 年都市計画年報による。¹

今回は、これらのうち、最も面積の大きい都市公園を対象としてその整備状況等をみることにする。都市公園は、その種類が多様であり、誘致距離や配置の考え方等から、最も身近な街区公園、標準誘致距離 500メートルの近隣公園、徒歩圏内標準誘致距離 1000メートルの地区公園、そして多機能の総合公園、運動用の運動公園、風致を享受する風致公園、動物公園、植物公園歴史公園等の特殊公園及び一の市町村の範囲を超えた区域を対象とした広域公園に分類されている。これらの種別ごとの詳細は省略するが、供用面積の大きいのは、総合公園の約 18,800ha、次いで広域公園の約 9200ha、運動公園の約 7,900ha、街区公園の約 6700ha、の順となっている。

2. 都市公園の全国の整備状況

(1)都市公園の水準

2000 年度末の全国の都市公園は、表 2 に見られるように、都市計画決定されている面積が全国で 107,683ha であり、供用されている面積が 60,661ha となっている。

次に、これらの全体に占める面積比率で見ると、都市計画区域の面積は、98,541 平方キロであるので、都市計画区域に対する面積比は、計画面積で 1.1%、供用面積で 0.6%である。また、これを都市計画区域の用途地域面積に対する割合でみると、用途地域の面積は 186 万 ha、都市計画区域の 18.9%を占めているが、用途地域内の都市公園面積は、計画上 44,507ha、供用されているのは 28,654ha であるので、面積比率は、計画面積で 2.4%、供用面積では 1.5%となっている。用途地域は、都市計画区域の中では一応都市的な整備を図る既成又は予定の市街地とされており、この市街地面積に対して 2.4%の割合の都市計画公園が設けられることとなる。なお、公園の予定はあっても都市計画決定がなされていない場合もあるので、都市公園の「予定」を含めるとさらにこの割合は増加すると考えられる。

¹以下特に記載がない場合の出典は、「平成 12 年都市計画年報」である。

なお、欧米の大都市の公園緑地の面積比率をみると、ニューヨークやパリで 20%を超えており、これらの

水準に照らしても、都市公園の整備は、今後とも市街地整備における大きな課題である。

図 1 東京 23 区と欧米主要都市の公園緑地の面積率比較

表 2 都市計画区域における都市公園等の面積

	面積 ha	割合
都市計画区域	9,854,140	100.0%
用途地域	1,861,540	18.9%
都市計画区域内の都市公園	都市計画決定 107,683 供用 60,661	1.1% 0.6%
用途地域内の都市公園	都市計画決定 44,507 供用 28,654	0.5%(2.4%) 0.3%(1.5%)

注 ()内は、用途地域の面積に占める割合。

出典 平成 13 年国土交通白書 p83

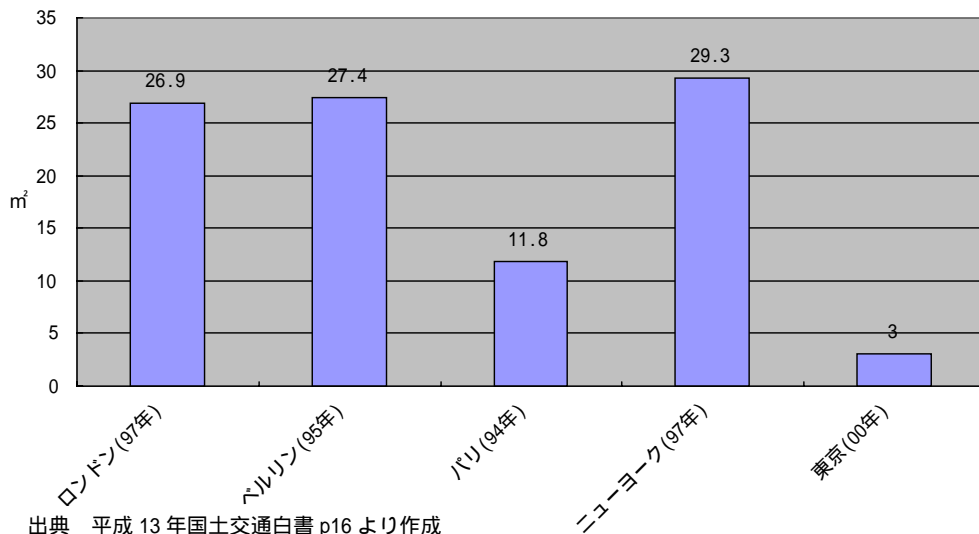
(2)都市公園の整備状況

都市公園の整備率を供用面積と都市計画決定面積の比率でみると、都市公園の整備率は、全国ベースで 56.3% になっており、都市計画決定された面積の半分強の整備状況である。これは、前号で取り上げた都市計画道路の整備率が 50.0% であったのに比べるとわずかに良い状況であるが、明治以来整備を進めてきた都市公園がその後の人口の増加や都市化などが存在したとはいえ、今後に相当の整備の余地を残しており、都市住民が都市公園の多様かつ豊富な機能を十分に享受できず、都市公園等の公共事業がいかにこれから必要かを示す一つの指標でもありと考えられる。

この場合において、整備率のみでは、その整備の水準が把握しづらい面もある。分母である都市計画決定の面積や分子である供用面積が水準的にどうようになっているかを見ておく必要がある。都市計画区域の人口が 116,419 千人であるので、全国の都市計画区域人

口一人当たり(以下単に「一人当たり」という。)計画面積では 9.25 m²、供用面積では 5.21 m² となっている。例えば、世界の大都市での都市公園の整備状況では、次の図のとおり供用ベースで都市人口一人当たりニューヨークが 29.3 m²、ロンドン 26.9 m² などとなっており、このような大都市のしかも供用面積ですら我が国全体の計画ベースにおける全国の水準よりはるかに上回っている。また、都市公園の我が国の長期目標が一人当たりおおむね 20 m² の達成を目指していることも考慮する必要があり、これに対して都市計画決定面積は、都市公園で一人当たり 9.3 m²、都市公園以外の公共空地を含めて表 1 のように合計 169,959ha で、一人当たり都市計画の面積では約 14.5 m² となっていることと等から、この分母の計画水準の向上を図る必要がある、この数値は今後増加させることが求められることは明らかである。これに応じて、今後ますます都市公園の計画決定及びこれを充足する整備を推進する必要がある。

図2 計画対象人口一人当たり公園面積



2. 都道府県別の都市公園の状況

次に都道府県別に都市公園に係る都市計画決定状況及び供用の状況を見ることにする。

(1) 都市公園の整備率

都道府県別の整備率の状況を見ると、整備率の高い都道府県(上位 10)は次の表のような状況である。

表3 都市公園の整備率(上位 10)

整備率の順位	都道府県	整備率(%)	一人当たり都市計画面積(m ²)
	全国	56.3	9.3
1	岡山県	82.2	7.8
2	熊本県	77.6	7.4
3	奈良県	74.9	9.7
4	千葉県	72.4	4.8
5	栃木県	71.9	8.3
6	岐阜県	71.6	7.7
7	北海道	69.1	18.0
8	群馬県	67.1	12.2
9	島根県	66.5	21.1
10	埼玉県	65.3	4.7

この表から、整備率が一番高いのは、岡山県、続いて熊本県、奈良県の順になっている。これからみると、上位の道県は、ある程度整備が進んでいると見られる。しかし、一方これらの計算の分母に当たる都市計画決定面積について、県の一人当たりの面積をみると島根県や北海道などを除くと 1 桁であり、また、多くが全国一人あたり 9.3 m²を下回っており、分母の都市計画決定の面積に対する関係で整備率が相当の水準に達しているものも見られる。このようなことから考えると、

都市計画決定についても、整備の推進とあわせて、長期的水準の達成に向けた用地の確保の観点等からも積極的な都市計画決定水準の向上を図ることも必要である。

(2) 都市計画決定ベースでの都市公園の状況

それでは、この分母である都市計画決定の状況について次に考察する。次の表は都市公園の都市計画決定面積と一人当たり面積の上位 10 都道府県である。

表4 都市計画決定状況

順位	都道府県名	都市公園計画決定面積(ha)	順位	都道府県名	一人当たり都市計画決定面積(m ²)
	全国	107,683		全国	9.2
1	北海道	8,897	1	秋田県	34.5
2	兵庫県	6,186	2	鳥取県	33.6
3	東京都	5,301	3	島根県	21.1
4	福岡県	4,040	4	宮崎県	20.9
5	愛知県	3,865	5	高知県	19.0
6	静岡県	3,735	6	大分県	18.2
7	大阪府	3,654	7	北海道	18.0
8	神奈川県	3,525	8	山形県	17.6
9	埼玉県	3,207	9	長崎県	17.5
10	宮城県	3,117	10	愛媛県	17.4

都市公園の全体の面積は、都市計画決定ベースで北海道が第一であり、以下兵庫県、東京都、福岡県の順になっている。静岡を除いて政令指定市という大都市を抱えた都市を持つ都道府県であり、これらは多い人口を抱えて、これに対応して必要な基盤を整備するため、多くの計画決定をしている姿が浮かび上がる。これに対して、一人当たりの計画面積になると、北海道を

除きこれらの都府県は現れてこず、秋田県、鳥取県、島根県など大都市を抱えた県以外が登場し、特に秋田県や鳥取県では一人当たり 30 m²を超えている。これが供用されると全国の目標水準を超えた、極めて豊かな都市公園面積が供用されることになる。逆に、大都市部ではトータルで多くの面積の都市計画を決定しても、都市計画人口が多いため、これらの地域での一人当たりの面積は多くはならない。

(3) 都道府県別の供用面積の状況

表5 都市公園の供用面積

順位	都道府県	供用面積 (ha)	順位	都道府県	一人当たり供用面積 (m ²)
	全国	60,661		全国	5.2
1	北海道	6,152	1	島根県	14.0
2	東京都	3,138	2	秋田県	12.8
3	兵庫県	2,976	3	北海道	12.4
4	福岡県	2,542	4	宮崎県	11.3
5	愛知県	2,508	5	福井県	9.8
6	大阪府	2,319	6	青森県	9.1
7	神奈川県	2,295	7	山形県	9.1
8	埼玉県	2,095	8	長崎県	8.8
9	千葉県	1,931	9	岩手県	8.6
10	広島県	1,619	10	愛媛県	8.5

次に、都道府県ごとにどれだけの面積の都市公園が供用されているのかについて、供用面積の多い上位 10 都道府県と一人当たりの供用面積の多い上位 10 の都道府県を上げると上のようになる。この表によると、供用面積では、先の計画面積と同じような傾向にあり、10 位まですべて政令指定市など大都市を抱えた都道府県で構成されており、都市公園の実際上の整備もこれらの都道府県で多くが行われていることがわかる。

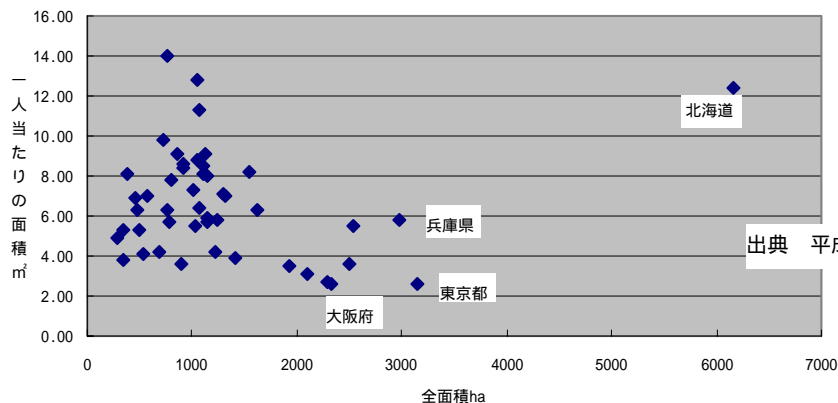
しかし、一人あたりの供用面積になると、北海道を除くと大都市を抱えていない都道府県で供用が進んでいることが分かる。当然のことではあるが、大都市では人口が多いために、全体の供用面積は多くとも、一人当たり換算すると極めて少ない整備状況になることは計画決定レベルと同じである。逆に、一人当たりの供用面積が低い都道府県は次のとおりである。合計の供用面積では上位であった大都市を抱える都道府県が顔をのぞかせている。これらの都道府県の多くでは長い間の努力にも関わらず、急激な人口の増加や集中、都市開発の進展などにより、整備がこれに追いつかない状況であったことがこれにも表れている。

表6 一人当たり供用面積

順位	府県	一人当たり供用面積m ²	順位	都府県	一人当たり供用面積m ²
38	滋賀県	4.1	43	千葉県	3.5
39	静岡県	3.9	44	埼玉県	3.1
40	和歌山県	3.8	45	神奈川県	2.7
41	京都府	3.6	46	東京都	2.6290
42	愛知県	3.6	47	大阪府	2.6287

ちなみに、最下位の大阪府は 2.6287 m²、その前の東京都は 2.6290 m²である。これらについて、都道府県別の全体面積と一人当たりの面積の量の関係を調べると、次のようなグラフになる。全体の供用面積が多いところは、一人当たりの面積が少ない。これは、北海道を除いて、全体の面積が多いところは大都市及び周辺が多く、人口の集積に対応して整備を進めてきた結果であるが、しかし、そのような努力にも関わらず、人口が多く一人当たりの面積ではまだまだこれからであることが分かる。なお、北海道は、広大な道土全体の都市計画区域面積に見合うように配置のバランス等を考慮した公園の確保を図っている側面もあると考えられる。

図3 都道府県別都市公園の供用の全面積と一人当たりの面積



出典 平成 12 年都市計画年報に基づき、作成

(4) 都市計画区域や用途地域の面積に占める都市公園面積の割合

都市公園の面積を供用レベルについてみると、都道府県別の割合(上位 10)は、下の表の通りであり、一人

表 7 都市公園の供用面積の割合

順位	都市計画区域に対する供用面積割合%	順位	用途地域に対する供用面積割合%
1	東京都 1.80	1	福井県 3.82
2	大阪府 1.23	2	北海道 2.69
3	宮崎県 1.20	3	青森県 2.66
4	神奈川県 1.15	4	鳥取県 2.60
5	長崎県 0.97	5	沖縄県 2.57
6	北海道 0.96	6	島根県 2.46
7	福岡県 0.88	7	長崎県 2.45
8	奈良県 0.88	8	宮崎県 2.21
9	香川県 0.81	9	佐賀県 2.21
10	群馬県 0.80	10	大阪府 2.12

当たり面積が最低であった大阪府とその次の東京都が一位及び二位となっている。これらの都府では、人口が多く、かつ、都市計画区域の多くが用途地域であるため、供用面積自体(分子)がもともと大きくなっていること及び

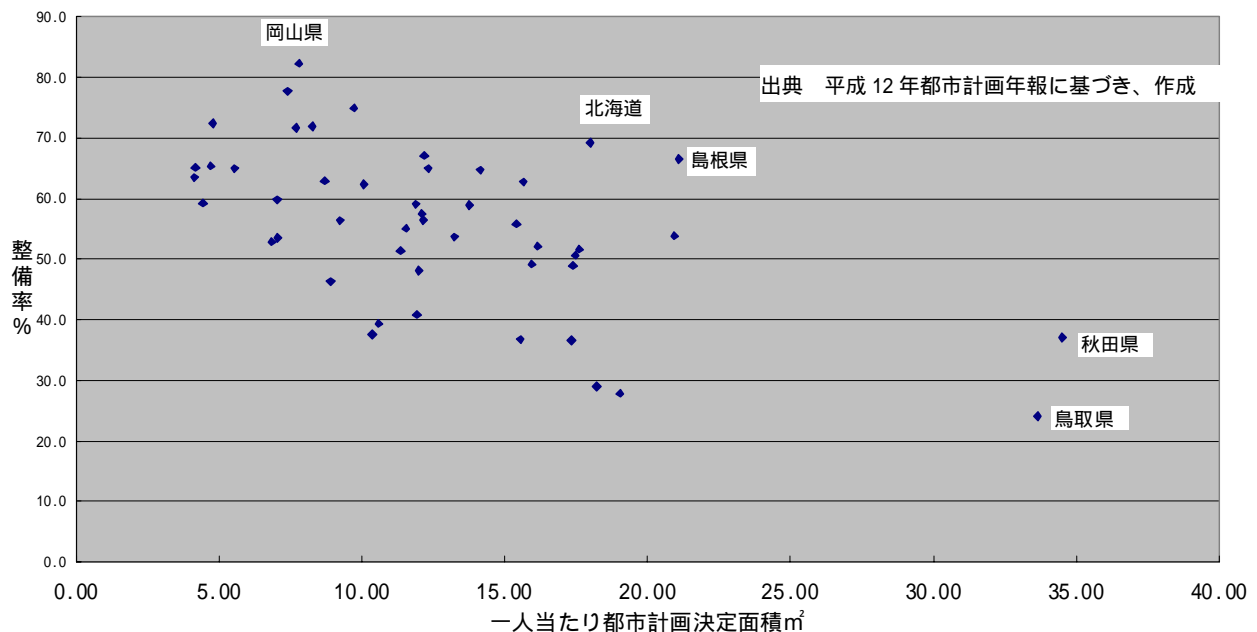
都市計画区域の面積(分母)が用途地域の面積に比べて他の県等より相対的に大きくないことによるものと考えられる。これとは逆に、用途地域に対する都市公園面積の割合は、大都市を持たない県が多く上位を占めている。用途地域の面積が相対的にあまり大きくないためであると考えられる。

しかし、用途地域面積に対する割合が高いといっても、都市公園の供用面積の用途地域面積に対する割合は最大の福井県でもその 3.8%であること等から、先述の白書で述べられているように、特に市街地における防災対策の必要性が高く、かつ高齢化社会を迎える市街地内の身近な都市公園の整備がより重要であることに鑑みると、我が国においては、今後市街地内での供用面積の充実の必要が高いと考えられる。

3. 都市計画決定と整備率の関係

次に、都市計画決定及びそれに見合う整備が進展しているかを、一人当たりの都市計画決定面積と整備率との関係で見ることとする。図は県別の一人あたり都市計画決定の面積と都市公園整備率とをプロットしたものである。

図 4 都市公園の整備率と一人あたりの都市計画決定面積



これをみると、一人当たりの都市計画決定の面積が大きいところは、整備率が低い場合が多い。また、一人当たり都市計画の面積が小さいところは、整備率が高くなっている場合が見られる。なるべく一人当たり多くの面積の都市計画決定をしておいて、その後整備を徐々

に進めていくか、少しずつ整備状況に見合った都市計画決定をしていくかは、地域の実情や政策の考え方等によるものと考えられる。長期目標を実現するために早めに適地を特定して確保し、多く面積の都市計画決定することが可能な場合と、長期的な目標はあるものの、

適地を選定できないような場合等あらかじめ都市計画を決定しておくことが難しいようなことがあるなどの差であるとも考えられる。このような観点からすると、島根県や北海道は都市計画決定面積水準及び整備率の両方で健闘しているといえる。繰り返しになるが、国の設定する長期的目標に照らすと、一人あたりの都市計画決定面積はこれからも増加していく必要があると考えられ、整備率の分母が増加することとなる場合が多い。これからの課題は、その分母の増大に応じて、分子すなわち整備量をどれだけ確保することができるかであり、今後の公園整備の進展にかかっている。

4. 都市公園等の役割及び重要性

都市公園は、その時々での役割の変遷により、求められる機能の重要性がしばしば変化してきた。戦後の東京の都市構造の形成に当たっては、緑地地域等とともに都市の拡大を食い止める環状緑地等としての役割が期待された。最近では、都市における自然の回復や

ヒートアイランド等の微気象の緩和、大震火災や防災の拠点や避難、延焼防止としての役割などが重視されてきている。もちろん、一つの機能のみで整備されているわけではないが、期待される重点的な機能は変遷しながら、都市公園の重要性は変わりがない。しかし、その割には整備が追いついておらず、このため整備必要量が今後もかなりあるものと考えられる。どの都市施設でも共通であろうが、特に公園や都市計画街路は、人の集まる場所ほどその機能の重要性が増し、その必要性が高まる反面そのような地域では地価が高かったり、権利関係が複雑であったりして、整備のコストと時間がかかる結果となっている。今後は、一方で公的セクターによりこのような都市公園等の整備を重点的に進めるとともに、緑化にかかる基本計画や緑化施設整備計画、市民緑地、緑地保全地区の管理協定などに見られるように、官民の役割分担の中で、可能な限り持続性のある都市公園や緑地の確保を図る方を一層推進することが求められる。(なお、この稿中の分析及び見解はあくまで筆者個人によるものである。)

表8 都道府県別の都市公園の都市計画決定面積と供用面積一覧

	都市計画面積合計	供用面積合計	供用率(整備率)%		都市計画面積合計	供用面積合計	供用率(整備率)%		都市計画面積合計	供用面積合計	供用率(整備率)%
全国	107,683	60,661	56.3	富山県	1,761	917	52.1	島根県	1,160	771	66.5
北海道	8,897	6,152	69.1	石川県	1,642	807	49.1	岡山県	1,298	1,067	82.2
青森県	1,746	1,130	64.7	福井県	1,152	722	62.7	広島県	2,599	1,619	62.3
岩手県	1,631	910	55.8	山梨県	854	470	55.0	山口県	1,892	1,115	58.9
宮城県	3,117	1,145	36.7	長野県	2,229	1,316	59.0	徳島県	708	289	40.8
秋田県	2,850	1,057	37.1	岐阜県	1,433	1,026	71.6	香川県	998	574	57.5
山形県	1,677	866	51.6	静岡県	3,735	1,405	37.6	愛媛県	2,253	1,103	49.0
福島県	2,422	1,300	53.7	愛知県	3,865	2,508	64.9	高知県	1,200	334	27.8
茨城県	2,029	1,213	59.8	三重県	1,721	678	39.4	福岡県	4,040	2,542	62.9
栃木県	1,587	1,141	71.9	滋賀県	1,165	539	46.3	佐賀県	809	457	56.5
群馬県	2,303	1,545	67.1	京都府	1,706	902	52.9	長崎県	2,062	1,044	50.6
埼玉県	3,207	2,095	65.3	大阪府	3,654	2,319	63.5	熊本県	1,019	791	77.6
千葉県	2,667	1,931	72.4	兵庫県	6,186	2,976	48.1	大分県	1,731	503	29.1
東京都	5,301	3,138	59.2	奈良県	1,356	1,016	74.9	宮崎県	1,970	1,060	53.8
神奈川県	3,525	2,295	65.1	和歌山県	638	341	53.4	鹿児島県	1,751	1,136	64.9
新潟県	2,414	1,239	51.3	鳥取県	1,616	390	24.1	沖縄県	2,106	769	36.5